

「隠岐海区漁場計画の変更（素案）」へのご意見に対する県の考え方

ご意見募集期間：令和7年9月5日から令和7年10月4日

ご意見の提出者数：2名

	ご意見の内容	県の対応・考え方
1	新たに区第323号となる区域は、船舶の通航帯に近いことに加え、大型クルーズ船の寄港時の停泊場所や荒天時の船舶の避難場所でもあり、船舶交通への危険が懸念されることから、免許にあたっては船舶交通への配慮、昼夜判別可能な標識（2海里程度の光達距離）の設置、海域利用者への周知を行うよう指導監督されたい。	当該漁業権の内容たる漁業を免許する際、当該漁業権取得者に対し、注意するよう伝えます。
2	当該箇所には海底通信ケーブルが敷設されております。そのためケーブルへの影響を鑑み、漁業区画の範囲の再検討いただきたく、お願い申し上げます。	海底通信ケーブルを考慮し、漁場区域を再検討します。